|  |
| --- |
| 令和５年度　指定障害福祉サービス事業者指導調書 |
| *（療養介護）* |
| 事業所の名称 | 　 | 事業者(法人)の名称 | 　 |
| 事業所の所在地 | 　 | 法人代表者の職氏名 | 職名：　　　　　　　　氏名： |
|
| 連絡先ＴＥＬ | 　 | 管理者の氏名 | 氏名： |
| 連絡先ＦＡＸ | 　 | メールアドレス |  |
| 指定年月日（更新の場合は更新指定年月日） | 　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 | 事業所指定番号 |  |
| ※記入及び提出に関する注意事項 |
| １　本調書には、実地指導対象事業の状況について、特に指定をされている場合を除き、実地指導実施日の属する月の前々月の状況を記入してください。 |
| 　　また、確認事項を自己点検の上、点検の状況等を自己点検欄に記入してください。 |
| ２．本調書と別添「指定障害福祉サービス事業所状況調査資料（療養介護）」を、実地指導実施日の１４日前までに１部提出してください。作成された書類は郵送若しくは持参にて提出をお願いします。 |
|  |
| 記入者　　　　　　　　　　　職名：　　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　 記入年月日　　　　　　　　　　　　 |

目　次

　　第１　　基本方針

第２　　人員に関する基準

第３　　設備に関する基準

第４　　運営に関する基準

第５　　変更の届出等

第６　　介護給付費等の算定及び取扱い

根拠法令

○法　･････････････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第23号）

○サービス基準省令　･･･障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

○サービス基準条例　･･･松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年12月19日松江市条例第91号）

○報酬告示　･･･････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

〇留意事項通知　………障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

| 第１　基本方針 |
| --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 1　基本方針[関係書類]運営規程個別支援計画ケース記録運営規程研修計画、研修実施記録虐待防止関係書類責任者を設置していることが分かる書類 | １　指定療養介護事業所は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定療養介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定療養介護を提供しているか。２　指定療養介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定療養介護の提供に努めているか。３　指定療養介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。４　指定療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行っているか。 | いる　・　いない　いる　・　いない　いる　・　いない　いる　・　いない　 | サービス基準省令第3条第1項サービス基準条例第4条第1項サービス基準省令第3条第2項サービス基準条例第4条第2項サービス基準省令第3条第3項サービス基準条例第4条第3項サービス基準省令第49条サービス基準条例第50条 |

| 第２　人員に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 1　従業者の数（１）医師［関係書類］・運営規程・資格証・勤務表・出勤簿・給与台帳 | 　事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。１　健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上。 | １．　適　・　否  | サービス基準省令第50条第1項第1号サービス基準条例第51条第1項1号 |
| （２）看護職員［関係書類］・運営規程・資格証・勤務表・出勤簿・給与台帳 | １　看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう）は指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上となっているか。 | １．　適　・　否 | サービス基準省令第50条第1項第2号、第3項サービス基準条例第51条第１項2号、第3項 |
| （３）生活支援員［関係書類］・運営規程・資格証・勤務表・出勤簿・給与台帳 | １　生活支援員は指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上となっているか。（ただし、看護職員が常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者数を2で除した数を控除した数を生活支援の数に含めることができる）２　1人以上は常勤となっているか。 | １．　適　・　否２．生活支援員の人数　　（　　　　　　人）うち常勤者数　　　　（　　　　　　人） | サービス基準省令第50条第1項第3号、第5項サービス基準条例第51条第1項3号、第5項 |
| （４）サービス管理責任者［関係書類］・運営規程・資格証・研修修了証・勤務表・出勤簿・給与台帳 | １　指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。２　１人以上は常勤となっているか。　 | １．□ア　利用者の数が60以下　　１以上　　□イ　利用者の数が61以上　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上２．サービス管理責任者の人数（　　　　　　人）うち常勤者数　　　　　　（　　　　　　人） | サービス基準省令第50条第１項第4号、第6項サービス基準条例第51条第１項4号、第6項 |
| 2　利用者数の算定 | １　利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | １．　前年度の平均利用者数（　　　　　　人） | サービス基準省令第50条第2項サービス基準条例第51条第2項 |
| 3　職務の専従 | １　指定療養介護事業所の従業者は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。　　ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない | １．　適　・　否 | サービス基準省令第50条第4項サービス基準条例第51条第4項 |
| 4　管理者［関係書類］・運営規程・勤務表・出勤簿・給与台帳 | １　指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。　（ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。） | １．　適　・　否 | サービス基準省令第51条サービス基準条例第52条 |
| 5　従業者の員数に関する特例 | １　指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第52条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、療養介護の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。　２　指定療養介護事業者が、指定医療機関の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって療養介護の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。 | １．　適　・　否 | サービス基準省令第50条第7項サービス基準条例第51条第7項サービス基準省令第50条第8項サービス基準条例第51条第8項 |

| 第３　設備に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1　設備［関係書類］・平面図（経過措置） | １　医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えているか。 ２　これらの設備は、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。　（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）３　指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第53条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、療養介護の設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定療養介護の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否 | サービス基準省令第52条サービス基準条例第53条附則第22条 |

| 第４　運営に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 1　内容及び手続きの説明及び同意［関係書類］・重要事項説明書・利用契約書・運営規程 | １　支給決定障害者等が指定療養介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該療養介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。２　社会福祉法第77条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。 | １．①説明状況  　□ 全員に説明済み  　□ 一部未終了（未終了者　　　　人） 　□ 説明未済 　②重要事項説明書等への記載事項（運営規程の概要）　　□ 事業目的　　□ 運営方針　　□ 従業者職種・員数及び職務内容　　□ 利用定員　　□ 内容並びに受領する費用の種類及びその額　□ サービス利用の留意事項　　□ 緊急時の対応　　□ 非常災害対策　　□ 主たる対象とする障がいの種類　　□ 虐待防止の措置　　　　　　　　　　　（その他の重要事項）　　□ 従業者の勤務体制　 □ 事故発生時の対応□ 苦情処理体制□ 提供するサービスの第三者評価の実施状況２．①　適　・　否　・　該当なし②書面交付状況　　□ 全員に交付済み　　□ 一部未交付（未交付者　　　　　人）　　□ 未交付③記載事項　　□ 経営者の名称　　□ 主たる事務所の所在地　　□ 提供するサービスの内容　　□ 利用者が支払うべき額に係る事項　　□ サービス提供開始年月日　　□ 苦情受付窓口 | サービス基準省令第76条（第9条準用）サービス基準条例第78条（第10条準用） |
| 2　契約支給量の報告等［関係書類］・受給者証・市町村への報告書 | １　入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。※入院又は退院に際しては、支給決定障害者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、指定療養介護の内容、当該指定療養介護事業者が当該支給決定障害者に提供する月当たりの指定療養介護の提供日数(契約支給量)契約日等の必要な事項を記載すること。なお、当該契約に係る指定療養介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定療養介護の日数を記載すること。２　指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を松江市に対し遅滞なく報告しているか。３　受給者証記載事項に変更があった場合に、上記1及び２に準じて取り扱っているか。 | １．①記載状況　□　全員に記載済み　□　一部未記載（未記載者　　　　　　人）　□　未記載　　②記載事項　□　事業者及び事業所の名称　□　サービス内容　□　契約支給量　□　契約年月日２．　適　・　否３．　適　・　否 | サービス基準省令第53条サービス基準条例第54条 |
| 3　提供拒否の禁　　止 | 正当な理由がなく指定療養介護の提供を拒んでいないか。特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 ※正当な理由に該当するもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合・居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合・主たる対象とする障がいに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な障害福祉サービスを提供することが困難な場合・入院治療が必要な場合 | 適　・　否　・　該当なし正当な理由により提供を拒否したことがある場合理由： | サービス基準省令第76条（第11条準用）サービス基準条例第78条（第12条準用） |
| 4　連絡調整に対する協力 | 　指定療養介護の利用について松江市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 適　・　否　 | サービス基準省令第76条（第12条準用）サービス基準条例第78条（第13条準用） |
| 5　受給資格の確　　認［関係書類］・受給者証 | 　指定療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 適　・　否 | サービス基準省令第76条（第14条準用）サービス基準条例第78条（第15条準用） |
| 6　介護給付費の支給の申請に係る援助 | １　療養介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。２　療養介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第76条（第15条準用）サービス基準条例第78条（第16条準用） |
| 7　心身の状況等の把握［関係書類］・個別支援計画・個人別記録 | 　指定療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 適　・　否　　個人別記録への記載状況：　有　・　無 | サービス基準省令第76条（第16条準用）サービス基準条例第78条（第17条準用） |
| 8　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | １　指定療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、松江市、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。２　指定療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | サービス基準省令第76条（第17条準用）サービス基準条例第78条（第18条準用） |
| 9　サービスの提供の記録［関係書類］・サービス提供実績記録等・個人別記録 | １　指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。※記録の時期　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者及び指定療養介護事業者が、その時点での指定療養介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定療養介護を提供した際には、当該療養介護の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。２　上記による記録に際しては、支給決定障害者から指定療養介護を提供したことについて確認を受けているか。 | １．　適　・　否　記録すべき内容　□ サービス提供日　□ サービスの具体的内容　□ 実施時間数□ 利用者負担額□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）２．　適　・　否 | サービス基準省令第53条の2サービス基準条例第55条 |
| 10　支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等［関係書類］・運営規程・重要事項説明書・利用契約書・領収書の控・同意書 | １　指定療養介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。(1)指定療養介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。(2)利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。２　上記1により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。（ただし、次(11)の１から３までに掲げる支払については、この限りでない。） | １．　適　・　否徴収する費用(・ )(・ )(・ )　２．書面交付状況  □ 契約書  □ 同意書  □ 口頭同意のみ  □ その他（　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第76条（第20条準用）サービス基準条例第78条（第21条準用） |
| 11 利用者負担額等の受領［関係書類］・運営規程・重要事項説明書・利用契約書・領収書の控 | １　指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。２　法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けているか。３　１及び２の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。ア　日用品費イ　アのほか、療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活にお　　　　　　いても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの※イの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18 年12 月6日障発第1206002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）による。　　※Ｑ＆Ａ　H19.6.29 VOL1 問４の３　　　療養介護については、利用者におむつ代の負担を求めることは可能である。ただし、療養介護も生活介護と同様施設で提供する日用品費等の費用につき、一定の評価をしているところである。従って、施設で提供する日用品費等全てについて、全額自己負担とする事のないよう配慮されたい。４　１から３までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。５　３の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第54条サービス基準条例第56条 |
| 12　利用者負担額に係る管理［関係書類］・利用者負担合計額に関する市町村への報告書及び他の事業者に対する通知書の控 | １　支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する平成18年厚生労働省告示第527号に定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（利用者負担額等合計額）を算定しているか。　１－２　この場合において、当該利用者負担額合計額を松江市に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし１－２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第55条サービス基準条例第57条 |
| 13　介護給付費の額に係る通知等［関係書類］・領収書の控・サービス提供証明書 | １　法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しているか。　２　法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。　 | １．①通知状況　□ 全員に通知済み　□ 一部未通知（未通知人数　　　　　人）　□ 未通知　□ 該当なし　　②利用者等への通知の控え：　有　・　無２．交付状況　□ 全員に交付済み　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　人）　□ 未通知　□ 該当なし | サービス基準省令第56条サービス基準条例第58条 |
| 14　指定療養介護の取扱方針［関係書類］・個人別記録・個別支援計画・評価に関する記録 | １　療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。２　指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。※「支援上必要な事項」　･･･　指定療養介護計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含む。３　指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者は、自らその提供する指定療養介護の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならない。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．評価方法 　□ 自己点検  □ 内部に評価委員会を設置 　□ 第三者評価の実施 　□ 従業員等による検討会の設置 □ その他（　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第57条サービス基準条例第59条 |
| 15　療養介護計画の作成等［関係書類］・個別支援計画・個人別記録・個別支援計画の原案・担当者会議録・アセスメントの記録・モニタリングの記録 | １　管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（療養介護計画）の作成に関する業務を担当させているか。２　サービス管理責任者は療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。３　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。４　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しているか。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。５　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等の活用可能）を開催し、療養介護計画の原案の内容について意見を求めているか。６　サービス管理責任者は、療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。７　サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しているか。８　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行っているか。９　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。　　ア　定期的に利用者に面接すること。　　イ　定期的にモニタリングの結果を記録すること。10　療養介護計画に変更のあった場合、２から７に準じて取り扱っているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．療養介護計画記載事項　□　利用者及びその家族の生活に対する意向　□　総合的な支援の方針　□　生活全般の質を向上させるための課題　□　指定療養介護の目標及びその達成時期　□　指定療養介護を提供する上での留意事項等　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　）５．会議の参加者　□　医師　□　管理者　□　サービス管理責任者　□　担当生活支援員、担当看護職員　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　）６．説明・同意状況　□　全員説明、同意済み　□　一部未説明、同意（未説明、同意人数　　　　　人）　□　未説明、同意７．①交付状況　　□ 全員交付済み　　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　　人）　　□ 未交付　②家族への説明方法　　□ 家庭訪問　　□ 電 話　　□ 資料郵送のみ　　□ その他（ 　　　　　　　　）８．計画見直しの頻度：　　　　ヵ月に１回９．利用者との面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回　　利用者の家族との連絡、面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回10．　適　・　否 | サービス基準省令第58条サービス基準条例第60条 |
| 16　サービス管理責任者の責務［関係書類］・個別支援計画・個人別記録・職員会議録 | 　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。１　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。２　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。３　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．技術適指導及び助言の方法　□　現場にて指導、助言　□　定例的な実習の開催（　　　ヵ月に１回）　□　定期的に従業者との面接を実施（　　　　ヵ月に１回）　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第59条サービス基準条例第61条 |
| 17　相談及び援助［関係書類］・個人別記録・個別支援計画 | 　指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 把握方法 | サービス基準省令第60条サービス基準条例第62条 |
| 18　機能訓練［関係書類］・個人別記録・個別支援計画 | 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行っているか。※作業療法士又は理学療法士等が行う機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分配慮しなければならない。 | 　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第61条サービス基準条例第63条 |
| 19　看護及び医学的管理のもとにおける介護［関係書類］・個人別記録・個別支援計画・作業日誌 | １　看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者の人格に十分配慮し、療養介護計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。２　利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　排せつの介護は，利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。３　おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には，その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。４　１から３に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。５　その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第62条サービス基準条例第64条 |
| 20　その他のサービスの提供［関係書類］・個人別記録・個別支援計画・工賃規程・工賃台帳・利用者等への通知の控え | １　適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味や嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう、野外活動や芸術鑑賞等のレクリエーション行事の実施に努めなければならない。２　常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めているか。　　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指定療養介護事業所は利用者の家族に対し、指定療養介護事業所の会報の送付、当該事業所が実施する行事への参加呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととする。また、利用者や家族の面会の場所や時間等についても，利用者やその家族に配慮したものとするよう努めなければならない。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第63条サービス基準条例第65条 |
| 21　緊急時の対応［関係書類］・運営規程・緊急時対応マニュアル・緊急連絡網 | 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第64条サービス基準条例第66条 |
| 22　支給決定障害者に関する市町村への通知［関係書類］・市町村への通知書 | 　指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。　　　(1)正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。　　　(2)偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。 | 適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第65条サービス基準条例第67条  |
| 23　管理者の責務 | １　管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。２　管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にサービス基準省令の第3章療養介護の基準（第49条～第76条）を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | １．　適　・　否２．指揮命令の伝達方法　□　朝礼　□　定例会議　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第66条サービス基準条例第68条 |
| 24　運営規程［関係書類］・運営規程 | １　事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。１　事業の目的及び運営の方針　２　従業者の職種、員数及び職務の内容　３　利用定員　４　指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額　５　サービスの利用に当たっての留意事項　６　緊急時等における対応方法　７　非常災害対策　８　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類　９　虐待の防止のための措置に関する事項　10　その他運営に関する重要事項　※指定申請時から運営規程が変更されていないか。変更されている場合は、市に変更届の提出が必要。 | １．重要事項の記載状況　□　事業の目的及び運営の方針　□　従業者の職種、員数及び職務の内容　□　利用定員　□　指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額　□　サービスの利用に当たっての留意事項　□　緊急時等における対応方法　□　非常災害対策　□　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類　□　虐待の防止のための措置に関する事項　□　その他運営に関する重要事項　 | サービス基準省令第67条サービス基準条例第69条 |
| 25　勤務体制の確保等［関係書類］・勤務表・雇用契約書・就業規則・出勤簿・給与台帳・研修の復命書 | １　利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定療養介護の単位等により2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。２　指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しているか。（ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。）※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等可。３　従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。４　事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．昨年度従業者の参加研修（事業所内外問わず）４．措置の内容 | サービス基準省令第68条サービス基準条例第70条 |
| 26　業務継続計画の策定等［関係資料］・業務継続計画の作成又は変更の状況が分かる資料・研修及び訓練の実施記録 | １　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めているか。２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めているか。３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定障害福祉サービスの提供を受けられるよう、指定療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定するとともに、当該計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。２　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。３　研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。４　業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、　**令和6年3月31 日**までの間は、努力義務とされている。５　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。ア 感染症に係る業務継続計画ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ 初動対応ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ 他施設及び地域との連携６　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。　なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。７　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定障害福祉サービス事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | １．①業務継続計画策定の有無　　　有　・　無②措置の内容２．［研修及び訓練名］３．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第76条（第33条の2準用）サービス基準条例第78条（第34条の2準用） |
| 27　定員の遵守 | 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行っていないか。　ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 　※原則として、指定療養介護事業所が定める利用定員（指定療養介護の事業の専用の病室のベッド数）を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定療養介護事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。　①　1日当たりの利用者の数　　ア　利用定員50人以下の指定療養介護事業所の場合　　　　1日当たりの利用者の数（複数の指定療養介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定療養介護の単位ごとの利用者の数。イ及び②において同じ。）が、利用定員（複数の指定療養介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定療養介護の単位ごとの利用定員。イ及び②において同じ。）に110％を乗じて得た数以下となっていること。　　イ　利用定員51人以上の指定療養介護事業所の場合 　　　　1日当たりの利用者の数が，利用定員から50を差し引いた数に105％を乗じて得た数に、55を加えて得た数以下となっていること。　②　過去3月間の利用者の数　　　過去3月間の利用者の延べ数が，利用定員に開所日数を乗じて得た数に105％を乗じて得た数以下となっていること。 | 適　・　否 | サービス基準省令第69条サービス基準条例第71条 |
| 28　非常災害対策［関係書類］・運営規程・消防計画等・防災訓練記録 | １　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備消防法（昭和23 年法律第186 号）その他法令等に規定された設備を指し、それらの設備を確実に設置しなければならない。２　非常災害に関する具体的計画　消防法施行規則（昭和36 年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。３　関係機関への通報及び連携体制の整備火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。２　非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ３　事業者は、２に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | １．　適　・　否２．避難訓練：年　　　回　□　火災　□　地震　□　その他（　　　　　　　　　）３．　適　・　否 | サービス基準省令第70条サービス基準条例第72条 |
| 29　衛生管理等[関係資料]・感染対策委員会開催の記録・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針・研修の実施に関する記録・訓練の実施に関する記録 | １　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療機器の管理を適正に行っているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべき。２　このほか、次の点に留意するものとする。ア 事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。ウ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。【**令和6年3月31日**までの間は努力義務】２　当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の(1)～(3)に掲げる措置を講ずるよう努めているか。(1)　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(2)　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。(3)　当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研　修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会ア　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。イ　構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。ウ　感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。エ　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。オ　感染対策委員会は、運営委員会など事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。カ　指定療養介護事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。２　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針ア　「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。イ　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。ウ　発生時における事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。エ　それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。３　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修ア　従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。イ　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。ウ　研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。４　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練ア　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。イ　訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。ウ　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | １．　適　・　否２．　適　・　否措置の内容□　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び従業者への周知□　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備□　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施 | サービス基準省令第71条サービス基準条例第73条 |
| 30　掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　事業所の見やすい場所･･･重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所２　従業者の勤務体制･･･職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない。　３　重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。 | 掲示状況　□　運営規程の概要　□　従業者の勤務体制　□　事故発生時の対応□　苦情処理の体制□　提供するサービスの第三者評価の実施状況　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第72条サービス基準条例第74条 |
| 31　身体拘束等の禁止［関係書類］・身体拘束等ガイドライン・会議記録等・個別支援計画・個人別記録・同意書・身体拘束適正化検討委員会の開催記録等・身体拘束等の適正化のための指針・身体拘束等の適正化のための研修の実施状況が分かる書類 | １　事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等という。）を行っていないか。２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。３　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。(1)　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(2)　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。(3)　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（身体拘束適正化検討委員会）（１）事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要。（２）身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。（３）身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。（４）事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。（５）身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定。ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。イ　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。ウ　身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。カ　適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。２　「身体拘束等の適正化のための指針」指針には次のような項目を盛り込む。ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針３　従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修（１）身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図る。（２）当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。（３）研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 | １．身体拘束の有無：　有　：　無２．記録状況　□　態様及び時間　□　その際の利用者の心身の状況　□　やむを得ない理由　□　その他（　　　　　　　　　　　）３．措置の内容□　身体拘束適正化検討委員会の開催及びその結果についての従業者への周知徹底□　身体拘束等の適正化のための指針の整備□　従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 | サービス基準省令第76条（第35条の2準用）サービス基準条例第78条（第36条の2準用） |
| 32　秘密保持［関係書類］・雇用契約書・誓約書・就業規則等・個人情報保護規程・同意書 | １　事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。２　従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。　※具体的には、従業者が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約等に取り決めるなどの措置。３　他の指定療養介護事業者等に対して、利用者又は その家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | １．　適　・　否２．措置方法　□ 雇用契約書　□ 誓約書　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）３．同意文書の状況 □ 契約書  □ 重要事項説明書に添付 □ 同意書  □ 口頭同意のみ  □ その他（　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第76条（第36条準用）サービス基準条例第78条（第37条準用） |
| 33　情報の提供等［関係書類］・重要事項説明書・広告例（チラシ等） | １　指定療養介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定療養介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。　 | １．情報提供方法　□ ホームページの作成　□ 広告の作成　□ その他（　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第76条（第37条準用）サービス基準条例第78条（第38条準用） |
| 34　利益供与等の禁止 | １　一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定療養介護事業者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。２　一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利を収受していないか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | サービス基準省令第76条（第38条準用）サービス基準条例第78条（第39条準用） |
| 35　苦情解決［関係書類］・苦情解決処理規定・苦情受付簿等・苦情に関する記録・重要事項説明書・公表資料 | １　提供した指定療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。　※具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するために講ずる措置の概要について、利用申込者にサービス内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。　２　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。３　提供した指定療養介護に関し、法第10条第1項の規定により松江市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定療養介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して松江市が行う調査に協力するとともに、松江市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。４　提供した指定療養介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事又は松江市長が行う報告若しくは指定療養介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は松江市長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は松江市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。５　提供した指定療養介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は松江市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定療養介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は松江市長が行う調査に協力するとともに都道府県知事又は松江市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。６　都道府県知事、松江市又は松江市長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事、松江市又は市町松江市長に報告しているか。７　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか | １．措置状況　□ 相談窓口の設置　□ 説明文書の交付□ 事業所内の掲示□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ※苦情処理の体制　○苦情解決責任者　　　　　　　　　　　　　　　○苦情受付担当者　　　　　　　　　　　　　　○第三者委員の設置：人数　　　　　　人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職業・役職等　　　　　　　　　　　２．苦情受付状況　○苦情受付件数（前年度）　　件（今年度）　　　件　○記録作成：　有　・　無　○解決結果の公表：　有　・　無　○公表方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし６．　適　・　否　・　該当なし７．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第76条（第39条準用）サービス基準条例第78条（第40条準用） |
| 36　事故発生時の対応［関係書類］・事故に関する記録・事故対応マニュアル・ヒヤリ・ハット記録・損害賠償保険証書・職員会議録 | １　利用者に対する指定療養介護の提供により事故が発生した場合は、松江市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。　２　上記１の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。３　利用者に対する指定療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　次の点に留意する。①利用者に対する指定療養介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。②事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。③事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。④賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。⑤事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み方針」が示されているので参考にされたい。 | １．発生状況事例：（前年度）　　　件（今年度）　　　　件□ 緊急連絡網の作成□ AEDの設置□ 救命講習等の受講２．　適　・　否　・　該当なし３．損害賠償保険への加入：　有　・　無 | サービス基準省令第76条（第40条準用）サービス基準条例第78条（第41条準用） |
| 37　虐待の防止［関係書類］・虐待防止委員会の開催記録・虐待防止のための研修計画・復命書・虐待防止ガイドライン等 | １　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。(1)　当該指定療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(2)　当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。(3)　(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　虐待防止委員会の役割（１） 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための施計画づくり、指針の作成）（２）虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）（３）虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。２　事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針オ 虐待発生時の対応に関する基本方針カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針３　従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定障害福祉サービス事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である、なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。４　虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。 | １　措置の状況□　虐待防止委員会の開催及びその結果についての従業者への周知□　虐待の防止のための研修の実施□　措置を適切に実施するための担当者の配置　〔担当者職・氏名〕（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第76条（第40条の2準用）サービス基準条例第78条（第41条の2準用） |
| 38　地域との連携等［関係書類］・交流の記録等 | 　指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 地域住民との交流の機会（事業所主催の夏祭りへの招待　等） | サービス基準省令第74条サービス基準条例第76条 |
| 39　記録の整備［関係書類］・出勤簿等・設備備品一覧・会計書類・個人別記録等 | １　従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しているか。２　以下の記録を整備しているか。1. 療養介護計画
2. サービスの提供の記録
3. 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録
4. 身体拘束等の記録
5. 苦情の内容等の記録
6. 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

３　２の記録は、サービス提供した日から少なくとも5年以上保存しているか。 | １．整備状況　□　従業者に関する記録　□　設備、備品に関する記録　□　会計に関する記録２及び３．整備状況及び保存年数　□　個別支援計画（　年）　□　サービス提供の記録（　年）　□　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録（　年）　□　身体拘束等の記録（　年）　□　苦情の内容等の記録（　年）　□　事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録（　年） | サービス基準省令第75条サービス基準条例第77条 |
| 40　電磁的記録等 | １　指定事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この命令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。２　指定事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この命令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第224条サービス基準条例第216条 |

| 第５　変更の届出等 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
|  | １　当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。２　当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止または休止の日の一月前までにその旨を市長に届け出ているか。 | １．　適　 ・　 否　・　該当なし　変更届事項□　事業所の名称及び所在地□　申請者の名称、主たる事務所の所在地、その代表者の氏名生年月日、住所及び職名□　登記事項証明書、条例等□　事業所の平面図及び設備の概要□　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴□　運営規程□　協力医療機関の名称、診療科名、協力医療機関との契約の内容２．　適　 ・　 否　・　該当なし | 法第46条施行規則第34条の23 |

| 第６　介護給付費等の算定及び取扱い |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 共通事項［関係書類］・サービス提供実績記録票・介護給付費・訓練等給付費等明細書・個別支援計画・個人別記録・受給者証定員超過利用減算サービス提供職員欠如減算サービス管理責任者欠如減算個別支援計画未作成減算身体拘束廃止未実施減算福祉・介護職員処遇改善加算福祉・介護職員等特定処遇改善加算福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | １　サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第5により算定する単位数に、10円を乗じて得た額を算定しているか。２　端数処理加減算が必要となる所定単位数の算定に当たり、小数点以下の端数が生じた場合、その都度四捨五入し整数値にして計算しているか。（計算例参照）また、算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については、切り捨てとする。　※（計算例）居宅介護（居宅における身体介護30分以上1時間未満で402単位）・基礎研修課程修了者の場合　所定単位の70%402×0.70＝281.4 → 281 単位・基礎研修課程修了者で深夜の場合281×1.5＝ 421.5 → 422 単位※402×0.70×1.5＝422.1として四捨五入するのではない。３　障害福祉サービス種類相互の算定関係特別な事情がある場合を除き、利用者が他の障害福祉サービスを受けている間に、当該サービス費を算定していないか。※介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない。例えば、日中活動サービス（生活介護、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護の所定単位数は算定できない。また、日中活動サービスの報酬については、１日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。４　減算の取扱サービス費の算定に当たっては、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じているか。（１）定員超過の場合次のいずれかに該当する場合、所定単位数（各種加算がなされる前）の100分の70ア　過去3ヶ月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合（当該1月間について利用者全員につき減算）イ　１日の利用者数が次のいずれかに該当する場合1. 利用定員50人以下の事業所等

利用定員の数に100分の110を乗じて得た数を超える場合1. 利用定員51人以上の事業所等

利用定員の数に当該利用定員から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えた数を超える場合　　　※定員超過の算定の際の利用者数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　上記の利用者数の算定に当たっては、次の１～３までに該当する利用者を除くことができる。　　１　身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法により市町村の措置による利用者　　２　「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」（平18年4月3日付け障障発第0403004号）により定員の枠外として取り扱われる入所者　　３　災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者（２）人員欠如の場合　ア　**生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士**、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について□減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100 分の70 □減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100 分の50 ※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。２　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。　　また、人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）イ　サービス管理責任者の人員欠如について　□減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100 分の70 □減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100 分の50※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。２　その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（３）療養介護計画が作成されていない場合□作成されていない期間が3月未満の場合　　　　　　所定単位数の100分の70□作成されていない期間が3月以上の場合　　　　　　所定単位数の100分の50　　※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　個療養介護計画の作成が適切に行われていない場合には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算ア　サービス管理責任者による指揮の下、療養介護計画が作成されていない。イ　療養介護計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。（４）身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合①やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合④身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　①から④に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について1日につき5単位を減算。ただし、身体拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じていない場合（②～④）については、令和5年3月31日までの間は、減算しない（５）複数の減算事由に該当する場合の取扱い　　　　原則として、それぞれ減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して減算を行うこと５　その他注意事項（１）日中活動サービスのサービス提供時間　　　　日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを通じて、個別支援計画を作成することから、計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要がある。（２）加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数　　　①　報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用いる（新規開設又は再開の場合は推定数による）。　　　　　この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数を除して得た数（小数点第2位以下を切り上げ）とする。また、平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。　　　②　新設又は増改築等の場合（前年度において1年未満の実績しかない場合）の利用者数は、次のとおりとする。　　　　・6月未満の間　　　　…便宜上、定員の90％を利用者数とする。　　　　・6月以上1年未満の間…直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とする。　　　　・1年以上　　　　　　…直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数とする。　　　③　定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の述べ利用者数を3月間の開所日数で除して得た数とする。　　　④　これにより難い合理的な理由がある場合で、市長が認めた場合は、他の適切な方法により、利用者数を推定できる。（３）定員規模別単価の取扱い　　　①　療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型については、運営規程の利用定員に応じた報酬を算定する。　　　②　多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを実施する指定障害者支援施設等（以下「多機能型事業所等」という）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員数とした場合の報酬を算定する。　　　③　多機能型指定児童発達支援事業所は、基準第215条の多機能型事業所の人員基準の特例によらない場合は、多機能型児童発達支援事業所にかかる利用定員とその他の多機能型事業所のそれぞれの規模に応じた報酬を算定する。６　福祉・介護職員処遇改善加算厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を算定しているか。ア　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（64／1000）【加算要件】　　キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（47／1000）【加算要件】　　キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件を満たすこと。ウ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（26／1000）【加算要件】　　キャリアパス要件Ⅰまたはキャリアパス要件Ⅱのいずれかを満たし、職場環境等要件を満たすこと。※所定単位は、基本報酬及び各種加算（福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く）を算定した単位数の合計※福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）について、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能。※加算の内容については、令和3年3月25日障障発0325第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知を参照すること。７　福祉・介護職員等特定処遇改善加算厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を算定しているか。ア　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（21／1000）【加算要件】　　配置要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件の全てを満たすこと。　　　　　　　　※重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所にあたっては、配置等要件に関する加算が無いため、配置等要件は不要とする。　　　　　　　　イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（19／1000）【加算要件】　　処遇改善加算要件、職場環境要件の全てを満たすこと。※所定単位は、基本報酬及び各種加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く）を算定した単位数の合計※加算の内容については、令和3年3月25日障障発0325第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知を参照すること。８　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定療養介護等を行った場合は、報酬告示別表第6の1から13の2までにより算出した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４－（１）．　適　・　否　・　該当なし４－（２）．　適　・　否　・　該当なし４－（３）．　適　・　否　・　該当なし４－（４）．　適　・　否　・　該当なし４－（５）．　適　・　否　・　該当なし６．　適　・　否　・　該当なし算定状況□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）７　　適　・　否　・　該当なし算定状況□　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）□　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）単位数（サービス別基本単位数＋各種加減算単位数）×サービス別加算率８　　適　・　否　・　該当なし | 留意事項通知第二報酬告示別表第6の14報酬告示別表第6の15報酬告示別表第6の16 |
| １　療養介護サービス費 | 1　療養介護サービス費(Ⅰ)から(Ⅳ)については，次の①～④のいずれかに該当する利用者に対して，指定療養介護を行った場合に，所定単位数を算定しているか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　① 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であること。 ② 区分5以上に該当し、次のアからエまでのいずれかに該当する者であること。 ア 進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（以下「重症心身障害者」という。）であること。 イ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者であること。 ウ 平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」第16号に適合すると認められた者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上である者であること。 エ 平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上である者であること。 ③ ①及び②に掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると松江市が認めた者であること。1. 平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第5条による改正前の児童福祉法（旧児童福祉法）第43条の4に規定する重症心身障害児施設)に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関)に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものであること。

2 療養介護サービス費（Ⅴ）については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者であって、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定している。 2 |  |  |

3 療養介護サービス費（Ⅰ）については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上であり、かつ、区分6に該当する者が利用者（2、8又は9で定める者を除く。）の数の合計数の100分の50以上であるものとして松江市長に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、運営規程に定められている利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合は、所定単位数の965/1000に相当する単位数を算定しているか。4 療養介護サービス費（Ⅱ）については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を3で除して得た数以上であるもの、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を3で除して得た数以上であるものとして松江市長に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合は、所定単位数の965/1000に相当する単位数を算定しているか。5 療養介護サービス費（Ⅲ）については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を4で除して得た数以上であるもの、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を4で除して得た数以上であるものとして松江市長に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合は、所定単位数の965/1000に相当する単位数を算定しているか。6 療養介護サービス費（Ⅳ）については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を6で除して得た数以上であるもの、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を6で除して得た数以上であるものとして松江市長に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 7 療養介護サービス費（Ⅴ）については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を6で除して得た数以上であるものとして松江市長に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合は、所定単位数の965/1000に相当する単位数を算定しているか。8 経過的療養介護サービス費については、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の中で、特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上であるものとして松江市長に届け出た指定療養介護の単位において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合は、所定単位数の965/1000に相当する単位数を算定しているか。9 療養介護サービス費又は経過的療養介護サービス費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 利用者の数又は従業者の員数が次に該当する場合 ア 指定療養介護の利用者の数が、平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の一のイの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合イ 指定療養介護事業所の従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号の一のロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合 ② 指定療養介護の提供に当たって、療養介護計画が作成されていない場合次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 ア 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 イ 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 | １．算定状況ア　療養介護サービス費1. 療養介護サービス費（Ⅰ）

□　利用定員が40人以下 　　 　　　　【 965単位】　□　利用定員が41人以上60人以下　　　　【 939単位】□　利用定員が61人以上80人以下　　　　【 891単位】　□　利用定員が81人以上 　　　　　　　　【 853単位】(2) 療養介護サービス費（Ⅱ）□　利用定員が40人以下 　　 　　　　【 703単位】　□　利用定員が41人以上60人以下　　　　【 667単位】□　利用定員が61人以上80人以下　　　　【 619単位】　□　利用定員が81人以上 　　　　　　　　【 589単位】(3) 療養介護サービス費（Ⅲ）　□　利用定員が40人以下 　　 　　　　【 556単位】　□　利用定員が41人以上60人以下　　　　【 527単位】□　利用定員が61人以上80人以下　　　　【 497単位】　□　利用定員が81人以上 　　　　　　　　【 475単位】(4) 療養介護サービス費（Ⅳ）　□　利用定員が40人以下 　　 　　　　【 445単位】　□　利用定員が41人以上60人以下　　　　【 409単位】□　利用定員が61人以上80人以下　　　　【 381単位】　□　利用定員が81人以上 　　　　　　　　【 361単位】(5) 療養介護サービス費(Ⅴ）□　利用定員が40人以下 　　 　　　　【 445単位】　□　利用定員が41人以上60人以下　　　　【 409単位】□　利用定員が61人以上80人以下　　　　【 381単位】　□　利用定員が81人以上 　　　　　　　　【 361単位】イ　経過的療養介護サービス費□　利用定員が40人以下 　　 　　　　【 902単位】　□　利用定員が41人以上60人以下　　　　【 902単位】□　利用定員が61人以上80人以下　　　　【 873単位】　□　利用定員が81人以上 　　　　　　　　【 838単位】2．　適　・　否　・　該当なし3．　適　・　否　・　該当なし4．　適　・　否　・　該当なし5．　適　・　否　・　該当なし6．　適　・　否　・　該当なし7．　適　・　否　・　該当なし8．　適　・　否　・　該当なし9．　適　・　否　・　該当なし | 報酬告示別表第6の1 |
| ２　地域移行加算 | 入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の退院に先立って、指定障害福祉サービス基準第50条の規程により指定療養介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退院後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退院後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後1回を限度として500単位を加算しているか。ただし、当該利用者が、退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。※地域移行加算の取扱い　(一)　退院前の相談援助については、入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の居宅生活(福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。) に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中2回に限り加算を算定するものである。　　　 また、利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後1回を限度として加算を算定するものである。 　(二)　地域移行加算は退院日に算定し、退院後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。　(三)　地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。　　　ア　退院して病院又は診療所へ入院する場合　　　イ　退院して他の社会福祉施設等へ入所する場合　　　ウ　死亡退院の場合　(四)　地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。　(五)　地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。　　　ア　退院後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助　　　イ　食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助　　　ウ　退院する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助　　　エ　住宅改修に関する相談援助　　　オ　退院する者の介護等に関する相談援助　(六)　退院前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退院後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。 | 適　・　否　・　該当なし | 報酬告示別表第5の2 |
| ３　福祉専門職員配置等加算 | 　生活支援員等の配置が次の条件に該当して市長に届出している場合、１日につき所定単位数を加算しているか。ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　　生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定療養介護事業所でサービスを提供した場合イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　　生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定療養介護事業所でサービスを提供した場合ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　　次のいずれかに該当するものとして市長に届出し、サービスを提供した場合　　(1)生活支援員として配置されている従業員のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。　　(2)生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。エ　多機能型事業所等における取扱いについて　　多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定する。なお、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【10単位】　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【 7単位】　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 4単位】 | 報酬告示別表第5の3 |
| ４　人員配置体制加算 | 　ア　人員配置体制加算(Ⅰ)　　　人員配置体制加算(Ⅰ)については、「8　経過的療養介護サービス費」に適合する指定療養介護の単位であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準（当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を1.7で除して得た数以上であること）に適合するものとして松江市長に届け出た指定療養介護の単位（平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関が指定療養介護事業所に転換する場合に限る。）において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位を加算しているか。　 ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算しているか。イ　 人員配置体制加算(Ⅱ)　　　人員配置体制加算(Ⅱ)については、「4　療養介護サービス費(Ⅱ)」に適合する指定療養介護の単位であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準（当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を2.5で除して得た数以上であること）に適合するものとして松江市長に届け出たもの（平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位に限る。）において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月１日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。　 　ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては，所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算しているか。 | 　適　・　否　・　該当なしア　人員配置体制加算(Ⅰ)(1) 利用定員が61人以上80人以下　　6単位 　(2) 利用定員が81人以上　 　 17単位イ　 人員配置体制加算(Ⅱ)　(1) 利用定員が40人以下　 　　170単位 (2) 利用定員が41人以上60人以下　 200単位 (3) 利用定員が61人以上80人以下　 224単位 (4) 利用定員が81人以上 　 237単位 | 報酬告示別表第5の4 |
| ５　障害福祉サービスの体験利用支援加算 | 指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。　①　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合　②　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合②については，以下に掲げる場合に加算する。ア　体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整　　イ　体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等　　ウ　利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助　※　指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定療養介護に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。　　　当該加算は，体験利用日に算定することが原則であるが，②の支援を，体験利用日以前に行った場合には，利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算　【300単位】　 | 報酬告示別表第5の5 |